

滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の関係事務の適正かつ円滑な処理に関し、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）および滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年滋賀県規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、省令および規則において使用する用語の例による。

(耐震判定機関)

第3条 規則第3条第1条に規定する知事が建築物の地震に対する安全に関する評価を的確に遂行するに足る技術的能力を有すると認めた団体は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) (公社) 滋賀県建築士会、(一社) 滋賀県建築士事務所協会その他の技術的能力を有すると知事が認める機関
- (2) 「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」規約第8条第2項に基づき登録されている耐震判定委員会の設置機関

(耐震診断の結果報告等の窓口)

第4条 法第7条の規定による耐震診断の結果の報告は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ当該各号に定める機関に提出するものとする。

- (1) 階数4または延べ床面積2,000㎡以上 建築課建築指導室
- (2) 階数4未満かつ延べ床面積2,000㎡未満 報告する建築物の所在地を所管する甲賀・湖東・高島土木事務所

(耐震診断結果の報告の提出)

第5条 法第7条の規定による耐震診断の結果の報告の提出部数は、正本および副本の計2部とする。

2 規則第3条第4号に規定する「その他知事が必要と認める図書」は、次に掲げる図書とする。

- (1) 報告建築物の現況調査書（別記様式第1号）

- (2) 代理者によって報告を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）
 - (3) 代理者が建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。）第 2 条第 1 項に規定する建築士である場合は、建築士を証する免許証等の写し
 - (4) 耐震診断資格者を証する書類の写し（法の施行日以降に耐震診断を実施したものに限る。）
 - (5) 耐震診断結果報告添付図書確認表（別記様式第 2 号）
 - (6) 滋賀県が実施する木造住宅耐震診断員派遣事業費補助事業および既存民間建築物耐震診断促進事業により市町が実施する補助ならびにその他国および地方公共団体の補助を受けて耐震診断を行った建築物（法第 12 条第 1 項に規定する技術指針事項に適合した耐震診断が行われたものに限る。）にあっては、当該耐震診断の結果の写しをもって、規則第 3 条第 1 号および第 2 号の書類に代えることができる。
 - (7) 昭和 56 年 6 月 1 日以後に増築、改築、大規模の修繕または大規模の模様替え（以下「増築等」という。）の工事に着手した部分（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 137 条の 14 第 1 項に定める建築物の部分のうち、これらの工事に着手した部分に限る。）にあっては、当該増築等の工事に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項または第 18 条第 18 項の規定により確認を受けた検査済証（以下「検査済証」という。）等の写しをもって規則第 3 条第 1 号および第 2 号の書類に代えることができる。
- 3 報告を行う建築物が、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法（以下「エキスパンションジョイント等」という。）のみで接している部分がある場合は、当該部分を規則第 3 条第 3 号に規定する図書に記載するものとする。

（公表内容の更新）

- 第 6 条 法第 7 条の規定による報告を行った建築物の所有者（以下、「所有者」という。）は、報告の内容に変更が生じた場合は、速やかに知事にその内容について報告しなければならない。
- 2 知事は、所有者に最新の状況を報告させることができるものとする。
 - 3 前 2 項の報告は、耐震診断結果変更報告書（別記様式第 3 号）に規則第 3 条に規定する図書のうち変更に係るものを添えて知事に提出するものとする。
 - 4 知事は、前項において、平成 25 年 11 月 25 日以降に耐震改修の計画を行った要安全確認計画記載建築物について、規則第 3 条第 1 号に定める書類に代わり省令第 28 条第 2 項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じ同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書を添えて報告がなされた場合、耐震改修にかかる構造計算によって得られた構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果を、参考値として公表するものとする。

(耐震診断の結果報告に係る命令)

第7条 法第8条第1項の規定による命令は、要安全確認計画記載建築物報告是正命令書（別記様式第4号）によるものとする。

(耐震診断報告義務化建築物に係る指示)

第8条 法第12条第2項の規定による指示は、要安全確認計画記載建築物指示書（別記様式第5号）により行うものとする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る指示)

第9条 法第15条第2項の規定による指示は、特定既存耐震不適格建築物指示書（別記様式第6号）により行うものとする。

(認定申請等の窓口)

第10条 法第17条第1項（法第18条第2項で準用する場合を含む。）、法第22条第1項および法第25条第1項の認定申請（以下「各認定申請」という。）は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ当該各号に定める機関に行うものとする。

- (1) 階数4または延べ床面積2,000㎡以上 建築課建築指導室（ただし、当該認定申請建築物の所在地を所管する甲賀・湖東・高島土木事務所長を経由するものとする。）
- (2) 階数4未満かつ延べ床面積2,000㎡未満 当該認定申請建築物の所在地を所管する甲賀・湖東・高島土木事務所

(各認定申請に係る追加説明)

第11条 各認定申請について、知事、建築主事または建築副主事は、提出された図書によって認定の基準に適合していることを判断できない場合にあっては、申請者に追加の説明等を求めることができる。

(計画の認定申請の時期)

第12条 法第17条第1項の認定申請は、当該申請に係る工事の着手前に行わなければならない。

(計画の認定申請の提出)

第13条 法第17条第1項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の認定申請の提出部数は正本および副本の計2部とする。ただし、認定に係る申請が法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する建築主事または建築副主事の同意が必要な場合は、副本の提出部数を3部とし、あわせて建築基準法第15条第2項に規定する工事届を1部提出する。

2 規則第7条第1項第3号に規定する「その他知事が必要と認める図書」は、次に掲げる図書とする。

- (1) 認定申請建築物の現況調査書（別記様式第7号）ならびに確認状況がわかる写真、書類等
- (2) 代理者によって申請を行う場合にあっては委任状
- (3) 建築士法第2条第1項に規定する建築士である場合は、建築士を証する免許証等の写し
- (4) 耐震診断資格者を証する書類の写し
- (5) 計画認定申請添付図書確認表（別記様式第8号）
- (6) 認定申請建築物が建築基準法第20条第1項第2号または同項第3号に該当する場合で、法第5条第3項第1号の耐震関係規定に適合するものとし、法第17条第4項に該当する計画の認定を申請する場合にあっては、滋賀県が指定する指定構造計算適合性判定機関により適合している旨の判定を受けた適合通知書を添付しなければならない。

3 前項第1号に定める認定申請建築物の現況調査書に係る調査は、次に掲げる者に行わせるものとする。

- (1) 一級建築士、二級建築士または木造建築士（建築士法第3条第1項、第3条の2第1項または第3条の3第1項に規定する建築物または同法第3条の2第3項（同法第3条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例に規定する建築物について調査を行わせる場合にあっては、それぞれ各条に規定する建築士に限る。）
- (2) 耐震診断を伴うものにあっては耐震診断資格者が行ったものに限る。
- (3) 耐震診断に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者および建築士法第10条第1項各号に該当し、同項の規定により一級建築士、二級建築士または木造建築士の業務の停止を命ぜられ、または免許を取り消された者以外の者に限る。

（計画の改善命令）

第14条 法第20条の規定による措置命令は、計画認定建築物措置命令書（別記様式第9号）によるものとする。

（計画の認定の取消し）

第15条 法第21条の規定による認定の取消しは、計画認定建築物認定取消し通知書（別記様式第10号）によるものとする。

（認定申請の取下げ）

第16条 法第17条第1項の規定に基づく計画認定の申請、法第22条第1項の規定に基づく地震に対する安全性に係る認定の申請ならびに法第25条第1項の規定に基づく区分所

有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請を行った者が、認定を受ける前に申請を取り下げの場合は、認定申請取下げ届（別記様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。

（計画の認定を受けた建築物の工事完了報告）

第 17 条 規則第 16 条の報告に際しては、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- （１）当該建築物について適正に工事が行なわれたことを確認できる施工確認報告書（別記様式第 12 号）
- （２）代理者によって報告を行う場合にあっては、委任状
- （３）建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士である場合は、建築士を証する免許証等の写し
- （４）耐震診断資格者を証する書類の写し

2 前項第 1 号に規定する施工確認報告書の確認は、耐震診断資格者により行ったものに限る。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定申請の提出）

第 18 条 法第 22 条第 1 項の認定申請の提出部数は正本および副本の計 2 部とする。

2 規則第 18 条第 1 項第 2 号に規定する「その他知事が必要と認める図書」は、次に掲げる図書とする。

- （１）認定申請建築物の現況調査書（別記様式第 7 号）ならびに確認状況がわかる写真、書類等
- （２）代理者によって申請を行う場合にあっては委任状
- （３）建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士である場合は、建築士を証する免許証等の写し
- （４）耐震診断資格者を証する書類の写し

（５）建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する建築物で同法第 7 条の 3 第 1 項または同法第 18 条第 19 項に基づく中間検査（以下「中間検査」という。）の対象となる建築物を、省令第 33 条第 1 項第 2 号に規定する国土交通大臣が定める図書を添付することにより申請する場合は、建築基準法第 7 条の 3 第 5 項、同法第 7 条の 4 第 3 項または同法第 18 条第 21 項に規定する中間検査合格証（以下「中間検査合格証」という。）の写し。

（中間検査の対象でない一戸建ての住宅で全部記載事項証明（建物の登記簿謄本）等により住宅金融公庫の融資を受けて建設されたことが確認できるものについては、当該図書の写しをもって中間検査合格証の発行があるものとみなす。）

（６）基準適合認定申請添付図書確認表（別記様式第 13 号）

3 規則第 18 条第 2 項第 3 号に規定する「その他知事が必要と認める図書」は次に掲げる図書とする。

- (1) 認定申請建築物の現況調査書（別記様式第7号）ならびに確認状況がわかる写真、書類等
- (2) 代理者によって申請を行う場合にあっては委任状
- (3) 建築士法第2条第1項に規定する建築士である場合は、建築士を証する免許証等の写し
- (4) 耐震診断資格者を証する書類の写し
- (5) 基準適合認定申請添付図書確認表（別記様式第13号）

4 規則第18条第4項第2号に規定する「その他知事が必要と認める図書」は次に掲げる図書とする。

- (1) 認定申請建築物の現況調査書（別記様式第7号）ならびに確認状況がわかる写真、書類等
- (2) 代理者によって申請を行う場合にあっては委任状
- (3) 建築士法第2条第1項に規定する建築士である場合は、建築士を証する免許証等の写し
- (4) 耐震診断資格者を証する書類の写し
- (5) 建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物で中間検査の対象となる建築物の場合は、中間検査合格証の写し。（中間検査の対象でない一戸建ての住宅で全部記載事項証明（建物の登記簿謄本）等により住宅金融公庫の融資を受けて建設されたことが確認できるものについては、当該図書の写しをもって中間検査合格証の発行があるものとみなす。）
- (6) 基準適合認定申請添付図書確認表（別記様式第13号）

5 前3項に規定する認定申請建築物の現況調査書の調査は、次に掲げる者に行わせるものとする。

- (1) 一級建築士、二級建築士または木造建築士（建築士法第3条第1項、第3条の2第1項または第3条の3第1項に規定する建築物または同法第3条の2第3項（同法第3条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例に規定する建築物について調査を行わせる場合にあっては、それぞれ各条に規定する建築物に限る。）
- (2) 耐震診断を伴うものにあっては耐震診断資格者が行ったものに限る。
- (3) 耐震診断に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者および建築士法第10条第1項各号に該当し、同項の規定により一級建築士、二級建築士または木造建築士の業務の停止を命ぜられ、または免許を取り消された者以外の者に限る。

第19条 法第23条の規定による認定の取消しは、基準適合認定建築物に係る認定の取消し通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

（建築物の区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請の提出）

第 20 条 法第 25 条第 1 項の認定申請の提出部数は正本および副本の計 2 部とする。

2 規則第 21 条第 1 項第 3 号に規定する「その他知事が必要と認める図書」は、次に掲げる図書とする。

- (1) 認定申請建築物の現況調査書（別記様式第 7 号：第 1 面～第 3 面）
- (2) 代理者によって申請を行う場合にあっては委任状
- (3) 建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士である場合は、建築士を証する免許証等の写し
- (4) 耐震診断資格者を証する書類の写し
- (5) 要耐震改修認定申請添付図書確認表（別記様式第 15 号）

3 前項第 1 号に定める認定申請建築物の現況調査書に係る調査は、次に掲げる者に行わせるものとする。

- (1) 一級建築士、二級建築士または木造建築士（建築士法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項または第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築物または同法第 3 条の 2 第 3 項（同法第 3 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例に規定する建築物について調査を行わせる場合にあっては、それぞれ各条に規定する建築物に限る。）
- (2) 耐震診断は耐震診断資格者が行ったものに限る。
- (3) 耐震診断に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者および建築士法第 10 条第 1 項各号に該当し、同項の規定により一級建築士、二級建築士または木造建築士の業務の停止を命ぜられ、または免許を取り消された者以外の者に限る。

（要耐震改修認定建築物に係る指示）

第 21 条 法第 27 条第 2 項の規定による指示は、要耐震改修認定建築物指示書（別記様式第 16 号）により行うものとする。

（各認定申請に係る図書）

第 22 条 認定申請を行う建築物が、エキスパンションジョイント等のみで接している部分がある場合は、当該部分を規則第 7 条第 1 項第 2 号、規則第 18 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 2 号、同条第 4 項第 1 号および同規則第 21 条第 1 項第 2 号に規定する図書に当該エキスパンションジョイント等を記載するものとする。

2 認定申請を行う建築物に、エキスパンションジョイント等のみで接している建築物の部分がある場合は、当該建築物の部分ごとに省令、規則に規定する認定申請に必要とする図書を添えるものとする。

3 当該認定申請に係る建築物について、昭和 56 年 6 月 1 日以降に行われた増築等の工事について検査済証または中間検査合格証がない場合にあっては、当該増築等の工事が適正に行われたことが確認できる書類をもって代えることができるものとする。

(台帳の整備)

第 23 条 県は、法第 17 条第 3 項（法第 18 条第 2 項で準用する場合を含む。）、法第 22 条第 2 項および法第 25 条第 2 項の認定を行った場合は、認定書に記載した内容に関する台帳を整備し保存するものとする。

(認定の証明)

第 24 条 法第 17 条第 3 項（法第 18 条第 2 項で準用する場合を含む。）、法第 22 条第 2 項および法第 25 条第 2 項の認定を受けた建築物であることの証明を受けようとする者は、認定証明願（別記様式第 17 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の認定証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で証明するものとする。

3 前項の証明は、当該認定を行った機関とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 25 条 法第 7 条の規定に基づく耐震診断結果の報告、法第 17 条第 1 項（法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の認定申請、法第 22 条第 1 項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定申請、法第 25 条第 1 項の規定に基づく建築物の区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請、規則第 16 条の規定に基づく計画の認定を受けた建築物の工事完了報告、第 6 条第 1 項および第 2 項の規定に基づく耐震診断結果の報告内容の変更の報告、第 16 条の規定に基づく認定申請の取下げおよび第 24 条第 1 項の規定に基づく認定の証明については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 この要綱により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本または写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、前項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

3 法、省令、規則および第 1 項の規定による申請等において、申請者等または代理者本人であることが確認できない場合は、当該規定で定める様式等に加え、申請者または代理者本人であることが確認できる書類の写しの添付を求めることができる。

4 法、省令、規則および第 1 項の規定による申請等において、電子メールを利用する場合は、電子メールの送信後、電話等により申請等の窓口へ到達の確認を行わなければならない。

付 則

1 この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

2 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画の認定に係る事務処理要領（平成 9 年 9 月 1 日施行）は廃止する。

3 第 4 条および第 5 条の規定は、法附則第 3 条第 1 項の規定による耐震診断の結果の報告の提出について、第 6 条の規定は、法附則第 3 条第 3 項において準用する法第 9 条の規

定による公表に係る内容の変更について、第7条の規定は、法附則第3条第3項において準用する法第8条第1項の規定による命令について、第8条の規定は、法附則第3条第3項において準用する法第12条第2項の規定による指示に準用する。この場合において、第4条、第5条および第6条中「法第7条」とあるのは「附則第3条第1項」と、第7条中「法第8条第1項」とあるのは「法附則第3条第3項において準用する法第8条第1項」と、同条中「要安全確認計画記載建築物報告是正命令書（別記様式第4号）」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物報告是正命令書（別記様式第18号）」と、第8条中「法第12条第2項」とあるのは「法附則第3条第3項において準用する法第12条第2項」と、同条中「要安全確認計画記載建築物指示書（別記様式第5号）」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物指示書（別記様式第19号）」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成30年6月18日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は令和3年3月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の関係要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則

この要綱は令和3年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

報告建築物の現況調査書

年 月 日

滋賀県知事

報告者 住所
氏名
電話番号

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく報告に係る建築物について、現況を調査しましたので報告します。

なお、この書類に記載の事項は事実と相違ありません。

調査者	資格	() 級建築士 () 登録 第 号
	氏名	
	建築士事務所名	
	登録番号	() 級建築士事務所 () 知事登録 第 号
	所在地	
	連絡先	
建物概要	名称	
	用途	
	所在地	
	構造	造一部 造
	延べ面積	m ²
	階数	地上 階 地下 階
既存不適格事項	条項	具体的内容
建築基準法の規定違反の確認	☐当該建築物は、建築基準法（昭和 25 年法第 201 号）その他関係法令の違反はないことを確認しました。 ☐当該建築物について、次の違反事項を確認しました。 (具体事項) ・違反内容の改善について： 年 月 日までに上記違反を改善します。	

建築物の履歴 (※1)	棟名称 (工事時期)		具体的内容	
	(年 月 日着工)		・工事種別/面積 新築 / m ² ・確認番号 ・確認年月日 ・中間検査合格年月日 ・完了検査合格年月日	
	(年 月 日着工)		・工事種別/面積 / m ² ・確認番号 ・確認年月日 ・中間検査合格年月日 ・完了検査合格年月日	
	(年 月 日着工)		・工事種別/面積 / m ² ・確認番号 ・確認年月日 ・中間検査合格年月日 ・完了検査合格年月日	
	(年 月 日着工)		・工事種別/面積 / m ² ・確認番号 ・確認年月日 ・中間検査合格年月日 ・完了検査合格年月日	
建築物の状況 (※2)	項目		適否	調査結果
	敷地	敷地・擁壁等の安全性		
		地盤状況		(例) 亀裂、傾斜等
	構造耐力上主要な部分	基礎		
		基礎ぐい		
		土台		
		柱		
		壁・斜材		
		横架材		
		床版		
		小屋組み		
		屋根版		
その他				

※1：欄が不足する場合は別紙等適宜追加してください。また、別紙にて報告することも可能です。

※2：劣化状況、完了検査後の改修等の実施の有無の調査結果を記載してください。

耐震性の確認方法		☐ 耐震診断により確認（耐震改修工事を行わない場合） ☐ 耐震改修を実施 ☐ 新耐震基準に適合
耐震診断者	資格	() 級建築士 () 登録 第 号
	耐震診断資格者を証する修了番号等（※3）	
	氏名	
	建築士事務所名 登録番号	() 級建築士事務所 () 知事登録 第 号
	所在地	
	連絡先	
耐震改修計画者	資格	() 級建築士 () 登録 第 号
	耐震診断資格者を証する修了番号等（※3）	
	氏名	
	建築士事務所名 登録番号	() 級建築士事務所 () 知事登録 第 号
	所在地	
	連絡先	
耐震診断等の状況	耐震診断実施状況	耐震診断実施日： 年 月 日
	耐震診断判定の有無	☐ 判定あり （判定機関： ） （評価書発行日： ） ☐ 判定なし
	耐震改修計画判定の有無	☐ 判定あり （評定機関： ） （評価書発行日： ） ☐ 判定なし
	耐震改修工事（※4） 施工完了日	年 月 日

※3：平成25年11月25日より前に耐震診断を行った場合は記入不要です。

※4：耐震改修工事を実施した場合は、改修工事が耐震改修計画に基づき適切に工事がなされているかの調査を行い報告することが必要です。

（第5面：耐震改修工事の施工状況確認報告書の添付が必要です。）

耐震診断結果・耐震改修結果表

建築物の名称							
竣工年月日	年 月 日						
延べ面積・階数	㎡地上 階 / 地下 階 / 塔屋 階						
耐震診断の方法							
判定値	I_{S0}				$C_T \cdot S_D(q)$		
$I_S(I_w)$ 指標値、 $C_T \cdot S_D(q)$ 値	経年指標 $T =$						
	階	方向	E_0	S_D	$I_S(I_w)$	$C_T \cdot S_D(q)$	判定
		X					
		Y					
		X					
		Y					
		X					
		Y					
		X					
		Y					
		X					
		Y					
		X					
		Y					
		X					
		Y					
		X					
		Y					
	(最小値)						
	診断次数						

※5：耐震改修工事を行った場合は、耐震改修計画における改修後の耐震診断結果について記載してください。(第5面の添付が必要)

※6：別に添付する図書等をもって確認できる場合は、作成することを要しません。

※7：建築物の部分が複数ある場合は、建築物の部分ごとに一枚作成してください。

	確認事項	摘要 (※8)	確認事項の確認方法	適否 (※9)
共通	敷地の安全の確認（がけ・液状化等）			
	地盤の状況（亀裂、傾斜等）			
	擁壁の基準の確認（損傷、変形等）			
	基礎の形状・寸法・配置			
	構造部材の劣化			
木造	部材の形状・寸法・配置			
	土台および基礎			
	柱の小径			
	構造耐力上必要な軸組等の状況			
	継手または仕口			
	外壁内部等の防腐措置			
	耐震改修工事の補強に用いた軸組等			
鉄骨造	部材の形状・寸法・配置			
	材質・強度			
	柱脚			
	接合部・継手			
	耐震改修工事の補強に用いたブレース等			
RC 造	部材の形状・寸法・配置			
	コンクリート強度			
	柱・梁・耐震壁の配筋			
	耐震改修工事の補強に用いたブレース等			
SRC 造	部材の形状・寸法・配置			
	鉄骨造の規定			
	RC 造の規定			
	耐震改修工事の補強に用いたブレース等			
その他	構造耐力上主要な部分の改修工事の有無			

※8：該当する項目の摘要欄をチェックし、施工状況の確認を行ってください。

※9：適否判定欄は、調査結果が次に掲げる区分に該当する内容に応じて記入してください。

「○」：計画通りの施工がされている。

「×」：計画通りの施工がされていない。

「△」：計画通りの施工がされたかどうかは確認できない。

耐震診断結果報告添付図書確認表

報告に必要となる図書	チェック 欄
県規則で定める図書	
（省令）別記第 1 号様式	☐
構造計算書	☐
耐震診断の結果または耐震改修の計画が適正であることを証する書面	☐
省令第 33 条第 1 項の表に掲げる図書	
付近見取図（省令第 33 条第 1 項の表に定める事項を明示）	☐
配置図（〃）	☐
各階平面図（〃）	☐
基礎伏図（〃）	☐
各階床伏図（〃）	☐
小屋伏図（〃）	☐
構造詳細図（〃）	☐
その他知事が必要と認める書類	
報告建築物の現況調査書（別記様式第 1 号）	☐
委任状	☐
建築士免許等の写し（報告代理者が建築士である場合に限り）	☐
耐震診断資格者を証する書類の写し（法の施行日以降に耐震診断・耐震改修計画を実施したものに限り）	☐
耐震診断を行った時期が確認できる書類（上記、耐震診断資格者を証する書類の添付が無い場合に限り。）	☐
	☐
	☐

- * 報告を行う建築物が、エキスパンションジョイント等のみで接している部分がある場合は、当該部分を県規則に定める図書（配置図、各階平面図）に記載してください。
- * 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

耐震診断結果変更報告書

年 月 日
滋賀県知事

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
及び法人にあっては、
その代表者の氏名

滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱第 6 条第 3 項の規定に基づき、法第 7 条
または附則第 3 条第 1 項に基づく報告の内容の変更について報告します。
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

- 注 1 ※欄は、記入しないでください。
- 注 2 要安全確認計画記載建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 注 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

(第二面)

1. 建築物及びその敷地に関する事項

[建築物の名称]			
[地名地番]			
[建築物の階数]	地上	階	地下 階
[延べ面積]	㎡		
[建築面積]	㎡		
[構造方法]	造	一部	造
[階別用途別床面積]	(用途)		(床面積)
【階別用途別】	階 (	) (	㎡)
	(	) (	㎡)
	階 (	) (	㎡)
	(	) (	㎡)
	階 (	) (	㎡)
	(	) (	㎡)
	階 (	) (	㎡)
	(	) (	㎡)
	階 (	) (	㎡)
	(	) (	㎡)
【用途別】	(	) (	㎡)
	(	) (	㎡)
	(	) (	㎡)
[危険物]			
【危険物の種類および貯蔵・処理量】			
(危険物の種類)		(量)	
(	) (	)	
(	) (	)	
(	) (	)	
(	) (	)	
(	) (	)	
【外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離】			

注5 [建築物の名称] の欄は、戸建ての住宅にあっては、記入する必要はありません。

注6 [用途] の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い、用途をできるだけ具体的に記入してください。

(第三面)

2. 建築等の経過

年	月	日	概要 (	)
年	月	日	概要 (	)
年	月	日	概要 (	)
年	月	日	概要 (	)

注7 新築、増築、改築、修繕又は模様替（以下「建築等」という。）について、古いものから順に、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は建築等が完了した年月日を記入するとともに、それぞれ建築等の概要を記入してください。

3. 耐震診断の実施者に関する事項

[氏名のフリガナ]			
[氏名]			
[郵便番号]			
[住所]			
[電話番号]			
[建築士の場合]			
【資格】 () 建築士 () 登録第 号			
【勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号			
【勤務先の所在地】			
【登録資格者講習の種類】			
【講習実施機関名】			
【証明書番号】 第 号			
【講習修了年月日】 年 月 日			
[国土交通大臣が定める者の場合]			
【勤務先】			
【勤務先の所在地】			

注8 [建築士の場合] の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載してください。

注9 [国土交通大臣が定める者の場合] に該当する者は、国土交通大臣が定める者であることを証する事項を別紙に記載して添えてください。

(第四面)

4. 耐震診断の概要

イ. 耐震診断の実施年月日

年	月	日
---	---	---

ロ. 耐震診断の方法の名称

--

ハ. 実地調査の概要

--

注 10 実地調査の概要の欄には、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等及び当該建築物の敷地の状況について記入してください。

ニ. 耐震診断の結果

--

注 11 耐震診断の結果を表す指標並びに地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性の度合いを可能な限り具体的に記入してください。

(第五面)

ホ. 耐震改修、建替え又は除却の予定

[事業の内容]	耐震改修	・	建替え	・	除却
[着工予定時期]			年		月
[完了予定時期]			年		月
[その他]					

注 12 この面は、耐震改修、建替え又は除却の予定について、法第 9 条の規定による公表を希望する場合に記載してください。

注 13 「事業の内容」欄は、「耐震改修」、「建替え」又は「除却」のうち該当するものを○印で囲んでください。

要安全確認計画記載建築物報告是正命令書

第 号
年 月 日

様

滋賀県知事



土木事務所長



下記の要安全確認計画記載建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条の規定に基づく報告をせず、または虚偽の報告をしたと認められますので、建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告を行い、または報告を是正するよう命じます。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1 要安全確認計画記載建築物の名称

2 要安全確認計画記載建築物の位置

3 理 由

4 是正すべき事項

5 是正措置の期限 年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

要安全確認計画記載建築物指示書

第 年 月 日 号

様

滋賀県知事 印
土木事務所長 印

下記の要安全確認計画記載建築物については、必要な耐震改修が行われていないと認めるため技術指針事項を勘案して下記の通り指示します。

なお、この指示に従わなかったときは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 12 条第 3 項の規定に基づき、その旨を公表することとなります。

また、指示に従うことができない理由があるときは、その理由を明確にした書面を下記の提出期限までに提出してください。

記

1 要安全確認計画記載建築物の名称

2 要安全確認計画記載建築物の位置

3 指示する事項

4 指示に従うことができない理由書の提出期限 年 月 日

特定既存耐震不適格建築物指示書

第 年 月 日 号

様

滋賀県知事 印
土木事務所長 印

下記の特定既存耐震不適格建築物については、必要な耐震診断または耐震改修が行われていないと認めるため技術指針事項を勘案して下記の通り指示します。
なお、この指示に従わなかったときは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 15 条第 3 項の規定に基づき、その旨を公表することとなります。
また、指示に従うことができない理由があるときは、その理由を明確にした書面を下記の提出期限までに提出してください。

記

- 1 特定既存耐震不適格建築物の名称
- 2 特定既存耐震不適格建築物の位置
- 3 指示する事項
- 4 指示に従うことができない理由書の提出期限

年 月 日

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

認定申請建築物の現況調査書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住所
氏名
電話番号

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定申請に係る建築物について、現況を調査しましたので報告します。

なお、この書類に記載の事項は事実と相違ありません。

調査者	資格	() 級建築士 () 登録 第 号
	耐震診断資格者を証する修了番号等	
	氏名	
	建築士事務所名	
	登録番号	() 級建築士事務所 () 知事登録 第 号
	所在地	
	連絡先	
建物概要	名称	
	用途	
	所在地	
	構造	造一部 造
	延べ面積	m ²
	階数	地上 階 地下 階
既存不適格事項	条項	具体的内容
違反確認	☐	・当該建築物は、建築基準法（昭和 25 年法第 201 号）その他関係法令の違反はないことを確認しました。
	確認した場合にチェックしてください。	・当該建築物について、次の違反事項を確認しました。 (具体事項)
備考欄		

建築物の履歴 (※1)	棟名称 (工事時期)	具体的内容
	(年 月 日着工)	・工事種別/面積 新築 / m² ・確認番号 ・確認年月日 ・中間検査合格年月日 ・完了検査合格年月日
	(年 月 日着工)	・工事種別/面積 / m² ・確認番号 ・確認年月日 ・中間検査合格年月日 ・完了検査合格年月日
	(年 月 日着工)	・工事種別/面積 / m² ・確認番号 ・確認年月日 ・中間検査合格年月日 ・完了検査合格年月日
	(年 月 日着工)	・工事種別/面積 / m² ・確認番号 ・確認年月日 ・中間検査合格年月日 ・完了検査合格年月日

※1 欄が不足する場合は別紙等適宜追加してください。また、別紙にて報告することも可能です。

[illegible]

建築物の劣化等状況確認

(第4面)

	確認事項	摘要 (※2)	調査結果
共通	敷地の安全の確認(がけ・液状化等)		
	地盤の状況(亀裂、傾斜等)		
	擁壁の基準の確認(損傷、変形等)		
木造	構造耐力上必要な軸組等の状況		
	土台および基礎		
	外壁・内壁等の状況		
鉄骨造	基礎		
	構造耐力上必要な軸組等の状況		
	柱脚		
	接合部・継手		
RC造	構造耐力上必要な躯体等の状況		
	柱・梁・耐震壁の配筋		
SRC造	RC造の規定		
	鉄骨造の規定		
その他	構造耐力上主要な部分の防錆、防腐 および防蟻措置および状況		

※2 該当する項目の摘要欄をチェックし、耐震性に問題があるかどうか、劣化状況の調査結果を記載してください。合わせて、項目ごとの状況がわかる写真を添付してください。

* 記載欄が不足する場合は、適宜別紙を添付してください。

建築物の改修工事の有無の確認

既往改修工事の有無	調査結果
☐ 改修工事なし	
☐ 改修工事あり	

※3 新耐震基準に適合する新築・増改築の完了検査後もしくは当該建築物の耐震診断後または耐震改修工事後に行った構造に係る部分の改修工事(確認申請が不要な規模の増築および模様替え等の工事に限る)の有無について記載してください。

改修工事がある場合は、その内容を具体的に記載してください。

第5面の添付要件確認書

*対象建築物の調査結果に基づき、パターン1～13に該当する項目にチェックを入れてください。

*該当する項目が第5面の添付が必要な対象建築物は、第5面および追加図書の添付が必要です。

パターン	耐震性の確認方法	検査済証の発行	中間検査合格証の発行	既往改修工事の有無（注①）	第5面の添付	第5面追加図書
1 ☐	耐震診断	—		×	×	
2 ☐		—		○	○	・耐震診断の再検討資料
3 ☐	耐震改修	○（注②）		×	×	
4 ☐		—		×	○	※耐震改修工事の内容についての調査に限る。
5 ☐		—		○	○	・耐震改修工事の内容についての調査 ・耐震改修計画の再検討資料
6 ☐	新耐震基準に適合	（建築基準法） 第6条1～3号該当	○	—	×	×
7 ☐			○	—	○	○
8 ☐			×			○
9 ☐		（建築基準法） 第6条4号該当	○	○（注③）	×	×
10 ☐			○	○（注③）	○	○
11 ☐			○	—	—	○
12 ☐			○	—	○	○
13 ☐			×			○

注①：既往改修工事とは、新耐震基準に適合する新築・増改築の完了検査後もしくは当該建築物の耐震診断後または耐震改修工事後に行った構造に係る部分の改修工事（建築確認申請が不要な規模の増築および模様替え等の工事に限る）を言う。

注②：耐震改修に伴う工事が、建築確認申請が必要となる工事の場合に限ります。

注③：中間検査の対象でない一戸建ての住宅で全部記載事項証明（建物の登記簿謄本）等により住宅金融公庫の融資を受けて建設されたことが確認できるものについては中間検査合格証の発行があるものとみなします。

	確認事項	摘要 (※4)	適否 (※5)	添付書類等
共通	敷地の安全の確認（がけ・液状化等）			※写真
	地盤の状況（亀裂、傾斜等）			地盤調査報告書
	擁壁の基準の確認（損傷、変形等）			※写真
	基礎の形状・寸法・配置			写真（形状、配筋等）
	構造部材の劣化			※写真（柱脚、土台、ひび割れ等）
木造	部材の形状・寸法・配置			写真
	土台および基礎			写真（アンカーボルト、土台等）
	柱の小径			写真
	構造耐力上必要な軸組等の状況			図面 ※写真（注①） （柱、筋交い、横架材、小屋組、火打ち等）
	継手または仕口			※写真（各階の接合金物）（注②）
	外壁内部等の防腐措置			写真
	耐震改修工事の補強に用いた軸組等			※施工計画図面、写真（補強箇所、材料、種類、品質、形状、寸法、接合状況等）
鉄骨造	部材の形状・寸法・配置			※写真（柱、梁、ブレース等）（注①③）
	材質・強度			
	柱脚			写真、溶接調査結果資料、（溶接調査、BPL、アンカーボルト等の材質・形状調査）
	接合部・継手			※写真、溶接調査結果資料（溶接調査、ボルト・ダイアグラム・溶接プレートの材質・形状調査）（注①③）
	耐震改修工事の補強に用いたブレース等			※施工計画図面、写真（補強箇所、材料、種類、品質、形状、寸法、接合状況等）
RC造	部材の形状・寸法・配置			※写真（柱・梁・耐震壁等）（注①）
	コンクリート強度			強度試験結果（コンクリートコアは各階採取）
	柱・梁・耐震壁の配筋			写真、調査結果資料（各階の柱・梁・耐震壁それぞれの配筋、かぶり厚調査等）
	耐震改修工事の補強に用いたブレース等			※施工計画図面、写真（補強箇所、材料、種類、品質、形状、寸法、接合状況等）
SRC造	部材の形状・寸法・配置			写真
	鉄骨造の規定			
	RC造の規定			
	耐震改修工事の補強に用いたブレース等			※施工計画図面、写真（補強箇所、材料、種類、品質、形状、寸法、接合状況等）
その他	構造耐力上主要な部分の改修工事の有無			※構造検討資料

※４：該当する項目の摘要欄をチェックし、施工状況の確認を行ってください。合わせて、項目ごとの内容がわかる写真、検査結果等の資料を添付してください。

※５：適否判定欄は、調査結果が次に掲げる区分に該当する内容に応じて記入してください。

「◎」：現行の建築基準法の耐震関係規定を満たす

「○」：新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築基準法における耐震関係規定）、平成 18 年国土交通省告示第 184 号または同告示ただし書規定の方法に適合

「×」：現行の建築基準法の耐震関係規定および新耐震基準ともに満たさない、耐震改修計画通りの施工になっていない。

＊ 建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号建築物の添付図書は、「※」マークがついている項目とします。

＊ 注①：建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号建築物にあつては、各階数か所でも可。

＊ 注②：建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号建築物にあつては、平成 12 年 6 月 1 日以降に建築されたもののみ適用し、撮影箇所は各階数か所程度。ただし、中間検査の対象建築物で中間検査合格証の発行されていないものは原則全数とします。

＊ 注③：ブレース構造は柱・梁・ブレースの写真、ラーメン構造は柱・梁・柱梁接合部の写真を添付してください。

耐震診断結果・改修計画表

建築物の名称							
竣工年月日	年 月 日						
延べ面積・階数	㎡地上 階 / 地下 階 / 塔屋 階						
耐震診断の方法							
判定値	I_{S0}		$C_T \cdot S_D(q)$				
$I_S(I_w)$ 指標値、 $C_T \cdot S_D(q)$ 値	経年指標 $T =$						
	階	方向	E_0	S_D	$I_S(I_w)$	$C_T \cdot S_D(q)$	判定
		X					
		Y					
		X					
		Y					
		X					
		Y					
		X					
		Y					
		X					
		Y					
		X					
		Y					
		X					
		Y					
		X					
		Y					
	(最小値)						
	診断次数						

- * 耐震改修工事を行った場合は、耐震改修計画における改修後の耐震診断結果について記載してください。
- * 別に添付する図書等をもって確認できる場合は、作成することを要しません。
- * 建築物の部分が複数ある場合は、建築物の部分ごとに一枚作成してください。

計画認定申請添付図書確認表

認定申請に必要なとなる図書		チェック 欄
共通図書		
	認定申請建築物の現況調査書（別記様式第 7 号）	☐
	委任状	☐
	建築士免許等の写し	☐
	耐震診断資格者を証する書類の写し（耐震診断を伴う場合に限る。）	☐
		☐
		☐
		☐

①耐震関係規定に適合させる場合（省令第 28 条第 1 項）

省令第 28 条第 1 項の表に掲げる図書

（省令）別記第 5 号様式	☐
付近見取図（省令第 28 条第 1 項の表に定める事項を明示）	☐
配置図（〃）	☐
各階平面図（〃）	☐
基礎伏図（〃）	☐
各階床伏図（〃）	☐
小屋伏図（〃）	☐
構造詳細図（〃）	☐
構造計算書（〃）	☐

②耐震診断基準に適合させる場合（省令第 28 条第 2 項）

（省令）別記第 5 号様式	☐
（省令）別記第 6 号様式（木造部分を含む場合のみ）	☐
耐震診断の結果または耐震改修の計画が適正であることを証する書面	☐
省令第 33 条第 1 項の表に掲げる図書	
付近見取図（省令第 33 条第 1 項の表に定める事項を明示）	☐
配置図（〃）	☐
各階平面図（〃）	☐
基礎伏図（〃）	☐
各階床伏図（〃）	☐
小屋伏図（〃）	☐
構造詳細図（〃）	☐

法第 17 条第 1 項認定申請に同条第 3 号から第 6 号の基準に適合させる場合 (①または②の書類一式に加えて下記の書類が必要)		
法第 17 条第 3 項第 3 号の基準に適合させる場合		
(省令) 別記第 7 号様式	☐	
建築確認申請に必要な図書 (県規則で規定しているものを含む)	☐	
法第 17 条第 3 項第 4 号の基準に適合させる場合		
(省令) 別記様式第 8 号	☐	
各階平面図、構造詳細図、構造計算書	☐	
法第 17 条第 3 項第 5 号の基準に適合させる場合		
(省令) 別記様式第 9 号	☐	
建築確認申請に必要な図書 (県規則で規定しているものを含む)	☐	
法第 17 条第 3 項第 6 号の基準に適合させる場合		
(省令) 別記様式第 10 号	☐	
建築確認申請に必要な図書 (県規則で規定しているものを含む)	☐	
高さが 60 メートルを超える建築物の場合		
建築基準法第 20 条第 1 項第 1 号の認定に係る認定書	☐	

建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認または同法第 18 条 2 項に規定による通知を要する場合		
工事届	☐	
建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号または同項第 3 号に該当する場合で、法第 5 条 3 項第 1 号の耐震関係規定に適合するものとして申請する場合、構造計算適合判定機関により判定を受けた適合通知書	☐	

- * 報告を行う建築物が、エキスパンションジョイント等のみで接している部分がある場合は、当該部分を図書 (配置図、各階平面図) に記載してください。
- * 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

計画認定建築物措置命令書

第 年 月 日 号

様

滋賀県知事 印
土木事務所長 印

下記の計画認定建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に基づく認定を受けた計画に従って耐震改修を行っていないと認められますので、建築物の耐震改修の促進に関する法律第20条の規定に基づき、下記のとおり改善に必要な措置を取るよう命じます。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1 計画認定建築物の名称

2 計画認定建築物の位置

3 理 由

4 改善すべき事項

5 改善措置の期限 年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号
年 月 日

様

滋賀県知事



土木事務所長



計画認定建築物認定取消し通知書

下記の計画認定建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 21 条の規定に基づき、下記の理由により当該計画の認定を取消したのでこれを通知します。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

1. 認定事業者の氏名又は名称

2. 認定事業者の住所

3. 計画認定建築物の位置

4. 計画認定建築物の構造

5. 理由

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

認定申請取下げ届

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事
土木事務所長

申請者の住所または
主たる事務所の所在地
申請者の氏名または名称

下記の建築物に係る認定の申請を取り下げますので、滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律
施行要綱第 16 条の規定により届け出ます。

記

1 申請建築物の名称

2 申請建築物の位置

3 申請の種類

- ☐ 法第 17 条第 1 項の規定に基づく計画認定の申請
- ☐ 法第 22 条第 1 項の規定に基づく地震に対する安全性に係る認定の申請
- ☐ 法第 25 条第 1 項の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請

4 理由

(本欄には記入しないでください。)

※受付欄		※処理欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

- 注 1 ※欄は記入しないでください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

施工確認報告書

年 月 日

滋賀県知事

報告者 住所
氏名
電話番号

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項の規定による認定を受けた計画認定について、下記の通り耐震改修の施工状況の確認を行いましたので報告します。

なお、この書類に記載の事項は事実と相違ありません。

	確認を行った 部位、材料の 種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	設計図書の内容 について設計者 に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適場合には 建築主に対して行 った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び 安全						
主要構造部及び主要構造部 以外の構造耐力上主要な部 分に用いる材料（接合材料 を含む）の種類、品質、形 状及び寸法						
主要構造部及び主要構造部 以外の構造耐力上主要な部 分に用いる材料の接合状 況、接合部分の形状等						
建築物の各部分の位置、形 状及び大きさ						
構造耐力上主要な部分の防 錆、防腐及び防蟻措置及び 状況						
備考欄						

- * 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- * 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- * 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査（以下「試験等」という。）を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。

基準適合認定申請添付図書確認表

認定申請に必要となる図書		チェック 欄
共通図書		
認定申請建築物の現況調査書（別記様式第 7 号）		☐
委任状		☐
建築士免許等の写し		☐
耐震診断資格者を証する書類の写し（耐震診断を伴う場合に限る）		☐

耐震関係規定に適合するものとして申請する場合（省令第 33 条第 1 項第 1 号）		
（省令）別記第 12 号様式		☐
構造計算書（省令第 28 条第 1 項の表の（ろ）項に定める事項を明示）		☐
省令第 33 条第 1 項の表に掲げる図書		
付近見取図（省令第 33 条第 1 項の表に定める事項を明示）		☐
配置図（〃）		☐
各階平面図（〃）		☐
基礎伏図（〃）		☐
各階床伏図（〃）		☐
小屋伏図（〃）		☐
構造詳細図（〃）		☐
耐震関係規定に適合するものとして申請する場合（省令第 33 条第 1 項第 2 号）		
（省令）別記第 12 号様式		☐
検査済証の写し		☐
省令第 33 条第 1 項の表に掲げる図書		
付近見取図（省令第 33 条第 1 項の表に定める事項を明示）		☐
配置図（〃）		☐
各階平面図（〃）		☐
基礎伏図（〃）		☐
各階床伏図（〃）		☐
小屋伏図（〃）		☐
構造詳細図（〃）		☐
中間検査合格証の写しまたは中間検査の対象でない一戸建ての住宅は、全部事項証明書（建物の登記簿謄本）等により住宅金融公庫の融資を受けて建設されたことが確認できるもの（建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する建築物に限る）		☐

耐震診断基準に適合するものとして申請する場合（省令第 33 条第 2 項第 1 号）	
（省令）別記第 13 号様式	☐
（省令）別記第 6 号様式（木造部分を含む場合のみ）	☐
耐震診断の結果または耐震改修の計画が適正であることを証する	☐
省令第 33 条第 1 項の表に掲げる図書	
付近見取図（省令第 33 条第 1 項の表に定める事項を明示）	☐
配置図（〃）	☐
各階平面図（〃）	☐
基礎伏図（〃）	☐
各階床伏図（〃）	☐
小屋伏図（〃）	☐
構造詳細図（〃）	☐
耐震診断基準に適合するものとして申請する場合（省令第 33 条第 2 項第 2 号）	
（省令）別記第 12 号様式	☐
検査済証の写し	☐
省令第 33 条第 1 項の表に掲げる図書	
付近見取図（省令第 33 条第 1 項の表に定める事項を明示）	☐
配置図（〃）	☐
各階平面図（〃）	☐
基礎伏図（〃）	☐
各階床伏図（〃）	☐
小屋伏図（〃）	☐
構造詳細図（〃）	☐
中間検査合格証の写しまたは中間検査の対象でない一戸建ての住宅は、全部事項証明書（建物の登記簿謄本）等により住宅金融公庫の融資を受けて建設されたことが確認できるもの（建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する建築物に限る）	☐

- * 報告を行う建築物に、エキスパンションジョイント等のみで接している部分がある場合は、当該部分を図書（配置図、各階平面図）に記載してください。
- * 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

第 号
年 月 日

様

滋賀県知事
土木事務所長



基準適合認定建築物に係る認定の取消し通知書

下記の基準適合認定建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 23 条の規定に基づき、下記の理由により当該計画の認定を取消したのでこれを通知します。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

1. 基準適合認定建築物の所有者の氏名又は名称
2. 基準適合認定建築物の所有者の住所
3. 基準適合認定建築物の位置
4. 基準適合認定建築物の構造
5. 理由

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

要耐震改修認定申請添付図書確認表

認定申請に必要なとなる図書		チェック 欄
共通図書		
	認定申請建築物の現況調査書（別記様式第 7 号）	☐
	委任状	☐
	建築士免許等の写し	☐
	耐震診断資格者を証する書類の写し	☐

認定申請に必要な図書（省令第 37 条第 1 項）		
（省令）別記第 17 号様式		☐
（省令）別記第 6 号様式（木造部分を含む場合のみ）		☐
耐震診断の結果が適合していないことを証する図書		☐
省令第 33 条第 1 項の表に掲げる図書		
付近見取図（省令第 33 条第 1 項の表に定める事項を明示）		☐
配置図（〃）		☐
各階平面図（〃）		☐
基礎伏図（〃）		☐
各階床伏図（〃）		☐
小屋伏図（〃）		☐
構造詳細図（〃）		☐
当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し		☐

- * 報告を行う建築物に、エキスパンションジョイント等のみで接している部分がある場合は、当該部分を図書（配置図、各階平面図）に記載してください。
- * 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

要耐震改修認定建築物指示書

第 年 月 日 号

様

滋賀県知事 印
土木事務所長 印

下記の要耐震改修認定建築物については、必要な耐震改修が行われていないと認めるため技術指針事項を勘案して下記の通り指示します。

なお、この指示に従わなかったときは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、その旨を公表することとなります。

また、指示に従うことができない理由があるときは、その理由を明確にした書面を下記の提出期限までに提出してください。

記

- 1 要耐震改修認定建築物の名称
- 2 要耐震改修認定建築物の位置
- 3 指示する事項
- 4 指示に従うことができない理由書の提出期限

年 月 日

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 17 号（第 24 条関係）

認 定 証 明 願		
滋賀県知事		
申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名		
下記の記載内容は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項の認定を受けた 第 22 条第 2 項 第 25 条第 2 項 建築物に相違ないことを証明願います。		
証明建築物の概要	氏 名	
	地名地番	
	建築面積	平方メートル
	延べ面積	平方メートル
	用途	
	構造	造 一部 造
	備考	
証明事項	認定日	年 月 日
	認定番号	第 号
	備考	
上記事項は台帳原本と照合の結果相違ないことを証明する。		
年 月 日		
滋賀県知事 印		

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

要緊急安全確認大規模建築物報告是正命令書

第 年 月 日 号

様

滋賀県知事



土木事務所長



下記の要緊急安全確認大規模建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第 3 条第 1 項の規定に基づく報告をせず、または虚偽の報告をしたと認められますので、同法附則第 3 条第 3 項で準用する同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告を行い、または報告を是正するよう命じます。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、上記の審査請求のほか、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に滋賀県を被告として（訴訟において滋賀県を代表する者は滋賀県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1 要緊急安全確認大規模建築物の名称

2 要緊急安全確認大規模建築物の位置

3 理 由

4 是正すべき事項

5 是正措置の期限 年 月 日

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

要緊急安全確認大規模建築物指示書

第 号
年 月 日

様

滋賀県知事 
土木事務所長 

下記の要緊急安全確認大規模建築物については、必要な耐震改修が行われていないと認めるため技術指針事項を勘案して下記の通り指示します。

なお、この指示に従わなかったときは、建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第 3 条第 3 項で準用する同法第 12 条第 3 項の規定に基づき、その旨を公表することとなります。

また、指示に従うことができない理由があるときは、その理由を明確にした書面を下記の提出期限までに提出してください。

記

- 1 要緊急安全確認大規模建築物の名称
- 2 要緊急安全確認大規模建築物の位置
- 3 指示する事項

4 指示に従うことができない理由書の提出期限 年 月 日

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。